

「神奈川県国民健康保険運営方針」の改定について

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条の2により定めた神奈川県国民健康保険運営方針(令和2年12月策定。以下「国保運営方針」という。)の対象期間(令和3年4月1日から令和6年3月31日)の満了を踏まえ、国保運営方針に基づく取組の状況を把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて必要な見直しを行い、新たな方針の策定を行う。

(2) 方針の性格

平成30年度の国保制度改革以降、都道府県は国保事業の財政運営の責任主体であるが、県と市町村が共通認識の下で財政運営を行うとともに、各市町村が行う事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定めるものである。

(3) 対象期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間とし、3年を目途に中間見直しを行う。

(4) 改定の考え方とポイント

- 平成30年度改革が現在概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化、保険料水準の統一や医療費適正化の推進を図る。
- 制度改正後の事業進捗状況を踏まえ、市町村と協議を行うとともに、法82条の2第6項に基づき意見を求めた上で、被保険者代表、有識者、関係団体等からなる国民健康保険運営協議会からの意見を踏まえ、改定作業を進める。
- 令和5年度中に国から示される「都道府県国民健康保険運営方針策定要領(令和5年改訂)」(以下、「国ガイドライン」という。)や県の策定する「神奈川県医療費適正化計画」、「神奈川県地域医療構想」、「かながわ健康プラン21」等関連する県計画との調和を図りながら、改定を行う。
- 特に、今般、医療費適正化に係る取組について、法定で記載必須項目とされる見込みであるため、同時期に改定予定である医療費適正化計画の改定時期と合わせ、令和6年3月に改定する。うち、令和6年度の国保事業費納付金額の算定に関わる項目については、令和5年中に議論を完了する。

2 改定骨子案

(1) 本方針の主な内容

ア 国保医療費及び財政の見通し

各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

イ 標準的な保険料(税)の算定方法等について

各種データの見直し及び更新を行うにあたり項目を整理するとともに、市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

また、次期国保運営方針においては、保険料水準の統一に向けた取組を一段加速化させるための期間と位置づけ、国ガイドライン等を踏まえ、保険料水準の統一の意義、統一の目標年度、達成に向けた取組等の記載を検討していく。

ウ 保険料(税)の徴収の適正な実施について

保険料(税)の収納率目標の達成状況や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

エ 保険給付の適正な実施について

診療報酬明細書(レセプト)点検による不正請求への対応や過誤調整、療養費の支給適正化、第三者求償事務など保険給付の適正な実施の現状や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

オ 医療費適正化に関する取組

特定健診・特定保健指導、重複頻回受診指導、糖尿病性腎症重症化予防や後発医薬品の普及促進など、医療費適正化に関する取組の進捗状況や市町村の意見、国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

カ 国保事務の広域的及び効率的な運営の推進

更なる広域化及び効率化を図るため、事務処理の標準化や共同事業について市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

キ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

市町村の意見及び国ガイドライン等を踏まえ記載を見直す。

ク 県・市町村・国保連間の連絡調整

4 これまでの経緯及び今後の予定

- ～令和5年2月 国保運営方針連携会議に位置付ける国保協議会において、市町村と協議。(10回開催)
- 令和5年4月 国ガイドラインの提示(時期未定)
 - 4月～ 国保協議会における協議事項のとりまとめ
 - 9月 国保法に基づく市町村への意見照会
県議会定例会に骨子を報告
 - 10月 県国保運営協議会にて素案を議論
 - 12月 県議会定例会に素案を報告
 - 11～2月 県国保運営協議会にて案を議論
- 令和6年1月 令和6年度国保事業費納付金額を市町村に通知
 - 2月 県国保運営協議会へ諮問・答申
 - 3月 県議会定例会に案を報告
 - 3月末 国保運営方針の策定